

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (五)

—一八七一年九月より一八七二年一月までの記録—

岩 村 等

凡例

資料 (1)～(10) [以上第一五号]

(11)～(24) [以上第一六号]

(25)～(42) [以上第一九号]

(43)～(57) [以上第二〇号]

(58)～(69) [以上本号]

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年五月八日

判事兼領事、A・J・C・ガワー様の前で

ロバート・ワインストン (Robert Winstone)

対 暴行殴打

S・I・ピンクネット (Pinckett)

被告。私は、原告の宣誓証言において陳述されているすべてについて、有罪であるとは考えない。土曜日の夕方、私は上陸し、朝明かりを消した一一時頃、ノーチラス通りから帰ってきた。その時、一等航海士が船尾桜甲板にいたが、彼は、彼とコ

ックと対して使用された侮辱的な言葉について、原告に文句を言いはじめた。私は、最も若い見習とアーサー・スキナー(Arthur Skinner)とを呼んで、彼とワインストンとで、何を言っていたのかと聞いた。彼は、一等航海士が私に言つたことは正しいと言つた。そこで、私は、舵輪からワインストンを呼ぶと、彼は、私を中傷することを言つていたことについての私の質問に答えて現われた。その時、私は、彼の耳を針金でしばり、午後、彼は出ていった。それから、私は主甲板に降りていき、彼はあとにつづいた。そして、船長がおきているかどうかを見るために船室をのぞいたが、彼はいなかつた。しかし、約半時間後に、私は、船尾桟甲板で彼が船長に話しかけるのを見た。私は、彼に、何を船長に話していたのかと尋ねた。ずっと遙かだったので、私は、彼の返答を聞けなかつた。すぐあとで、

は日曜日のことである)。常に、私は、ワインストンを特によくしてやつていたが、この場合にだけ、彼が、この法廷においては言いたくないやり方で一等航海士について話していたから、彼の耳をひっぱり、平手でぶつたのである。原告は、私について、悪い言葉を言つたことは決してない。

事実認定

被告自身の陳述により、彼が暴力行使し、原告を虐待したこととは明白である。

判決

当法廷は、被告が、五ドルの罰金と一ドルの訴訟費用との合計六ドルを支払うべしと判決する。

署名 エイブル・J・C・ガワー

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(訳注 原文一八九頁より一九五頁までは白紙である。)

かという私の質問に対しても、船長は、彼が私についての不満を言つて、領事に会いたいと願つていると、私に言つた。そこで、私は、船長に、ワインストンがその件について言つてきたことを伝えた。船長は、私に答えないで、ワインストンは、彼が望むならば月曜日に領事に会うことができると言つた(これ

(59)

チャーレズ・ジョージ・ヘンダーソン対アルフレッド・ミリッジ

No. 35

兵庫 一八七二年五月二九日

副領事にして領事代理兼判事 H · S · ウィルキンソンの前で

C · G · ヘンダーソン 裁約の不履行と、英國船ヌールマハ

ル号の荷降ろしについて定められた
アルフレッド・ミリッジ 金額の残高としての二〇〇ドルの回
(Milledge) 復請求

両当事者は、直接出廷した。

チャーレズ・ジョージ・ヘンダーソンは、宣誓して証言した。この前の三月初め頃に、被告は、被告の船ヌールマハル号の積荷降ろしについて三〇〇ドルを私に与えるということでした。私と口頭で合意した。この合意を遂行するため、私は、三月一日にこの作業を開始し、四月六日まで船の荷降ろしを続けた。四月六日に、私は、被告から、荷降ろし作業の不履行の結果、もはや被告が原告の作業を必要としなくなつたと述べる手紙を受け取った。(提出された手紙は、被告によつてそれが彼の手紙であると認められたことを示している)。その日以前に、私は、被告から一〇〇ドルを受け取つて、次の月曜日に、私は、被告のところへ行つて、このような手紙を受け取つた驚きを表明した。被告は、それが彼のやつたことではなく、代理人が、私が適切にその仕事を遂行していないと考え

て、その結果、彼(被告)に私に手紙を送るように指示したと言つた。私は、彼に、勘定を支払うように依頼した。彼は、彼がそれを支払うことはできない。代理人が彼らの固有の責任で私の作業を中止した、私が彼らのところへ会いに行つたほうがいい、もし彼がその金を支払つても、あとで彼らは彼にそれを支払わせると言つた。その船の代理人はフィッシュヤー商会である。私はフィッシュヤー氏のところへ行つた。彼は、私とは何らの合意もしていない、私が船長と会わねばならず、船長が命令したら、彼がそれを払うと、言つた。私は、船長のところへ戻つて、彼に言つた。彼は、その方法には常にやつかないことがいくつかあると言つたが、私には、一銭も渡さなかつた。四月二六日頃、私は、再度彼のところへ行つて、金の支払いを頼んだ。私は、法廷外で問題の解決をはかりたいと言つた。彼は、私に一銭も払わないと言つた。彼は、むしろそれを法廷に出すつもりであったので、彼の代理人は、彼に何も言うことはできなかつた。その時よりも前に、ある夜、被告は、私の家に居て、次のように言つた。「ヘンダーソン氏よ、私は、あなたが大変好きです。あなたは、あなたの仕事を非常によくやつた。しかし、あなたが私の事業主から代理人に来た手紙を見るならば、あなたは驚くだらう。私は、船上で、彼ら、奉公人の一人

に、言うべきことはそれ以上なものない。四月六日以前に、被告は、私の側の怠慢について不満を言つたことはない。彼は、「できるだけ早く我々の荷物を降ろせ。私は、それが種々の荷物であることを知つてゐるが、最善を尽してくれるならば、五〇ドルか一〇〇ドル以上を支払う。あなたが早くやつてくれるなら、どれからということについては気にしない」と、言つた。

被告の反対尋問に対し、その口頭の合意がなされたときには、私は、それを書面に変えるようにあなたに希望したではないか。あなたは、書面について何も言わなかつた。七時一五分前頃か、手配がすみ次第、私の沖仲士は、船上にいた。沖仲士を神戸で手配することは難しいのである。私が荷を降ろすことができるよりも前に、どのようにしてロタール号は、二、三艘のはしけの積荷を降ろすことができたのか。答。はしけにてて言うことは何もない。プラウン商会ははしけの代わりを持つていなかつた。エイメント号の船長は、何を理由としてあなたを解雇したのか。一日間、私は上陸していたが、船長は大阪へ行こうとしてトムソンを連れていた。私はトン当たりで支払いをうけており、降ろした荷についての金の支払いをうけた。ロタール号の船長はあなたを解雇したか。いいえ。バルマ号の船

長はあなたを解雇したか。はい。しかし、彼は私のところへ戻つてきて、私が彼の船に米を積むことを望んだ。私が高過ぎる値段を指定したので、彼は認めようとはしなかつた。

署名 C・G・ヘンダーソン

マイケル・プロデリック——製帆業者、兵庫三六番、アメリカ市民——は、正式に宣誓してのべた。五月一一日から一七日まで、私は、スールマハル号の船上でヘンダーソン氏のために職長をしていた。一七日に、私は、そこに落ちていた箱に足をぶつけ作業を中断した。二〇日に、私は、再び仕事を始め、一等航海士、キャロラン(Carolan)氏が私の人夫の作業を停止させたので作業をやめた五月二三日か二四日まで続けた。私は、人夫を遊ばせておいても何にもならないと言つた。彼は、気に入らなければ、私は陸に行つても構わないと言つたのである。私は、行こうと言つた。私は、二度と船には行かなかつた。船上に私がいた間、積荷降ろしにおいて、私あるいはヘンダーソン氏の分担については全く遅れがなかつた。我々は、毎日、三五人から四〇人の、多数の人夫を船上で使つていた。しばしば、私は、荷物を主昇降口に運んだが、一等航海士と、そこで荷物を受け取っていた男とは、それを持つことができない、舷側のはしけにあわせるために、私が何か他のものを持つ

てこなければならぬと言つたのである。ボートのいくつかは神戸に、いくつかは大阪に屬していた。荷物を受け取っていた人は、ウォーバートン (Warburton) 氏であった。積荷が手の届く範囲にくるように運ぶことができなかつたから、度々、私は、船のある所から別の場所へ積荷を動かさねばならなかつた。手の届く範囲で動いたならば、積荷は、もつと早く運び出せたであらう。ジブ・クレーンの鉄柱が二つ、一つは甲板に、一つは中甲板にあつた。数回、原告は、それらを動かそうとした。中甲板のひとつは、とくに私の邪魔になつてゐた。何回も、それを動かさねばならなかつた。ウォーバートン氏は、それらが壊れていふと言つていたので、そのジブ・クレーンを動かそうとはしなかつた。私は、彼に、それは私に全く関係のないことだと言つた。私は、人足のように、邪魔になつてゐるそれらも取りのけねばならなかつた。私は、ミリッジ船長がある晩原告の家に居たことを覚えている。彼は、できるかぎり早く船を出せるならば、三〇〇ドルのほかに五〇ドルか一〇〇ドルを出そうと言つた。彼は、好意的に話しかけていた。私のいるところで、ミリッジ氏が原告に不満を言つてゐることを聞いたことは全くない。

原告による反対尋問。船上で、私がはしけを待たねばならぬ

いということは全くなかつた。沖仲士たちは、彼らを監督するヨーロッパ人ぬきで船にやつてきたのか。私は、覚えていない。沖仲士が岸から離れ次第、私は、三〇人から四〇人の沖仲士と一緒に、毎日、七時頃、船にあがつた。二等航海士と船員が私を助けた。誰が甲板にいたか覚えない。私はずっと下のほうにいた。原告の契約の継続中、沖仲士を監督するヨーロッパ人は船上に一日中いなかつたのか。上述の時間内に、私自身が船上にいた時に、彼らが監督のヨーロッパ人なしでいなかつたと言うことはできない。それは、三月一一日から一七日までと、二〇日から二三日か二四日までのことである。

署名 M・プロデリック

原告は、五月七日に、アメリカ合衆国副領事の前で、ウィリアム・ヘンリー・ライト (William Henry Wright) によつて作成された宣誓供述書を提出し、証拠として朗読されるよう希望した。原告は、ウィリアム・ヘンリー・ライトが兵庫にいないことと、彼が上海へ行くために兵庫を去つたこととを宣誓証言している。

被告は、この宣誓供述書を証拠として認めることに異議を唱えている。

宣誓供述書は承認されず、被告は反対尋問の機会を持たなか

料

つた。これで、原告の陳述を終了する。

アルフレッド・ミリッジ、英國船スールマハル号の船長、被告は、正式に宣誓して証言した。私は、スールマハル号の積荷降ろしのために、三〇〇ドルを原告に与えるという口頭による合意を彼と締結したことを承認する。

原告による反対尋問。私は、渡した、すなわち、彼が望むならばフィシャー氏が支払つたであろう一〇〇ドル以上の金を与えたとは言わなかつた。あなたは、フィシャー氏が自らの責任で、私（原告）を解雇し、私が十分に早く積荷を降らさなかつたと言つたか。私は、そうしたとは言えない。私が乗組員を使って手伝わせることができると、あなたは言わなかつたか。いいえ。あなたが望むならば、一等航海士が一人か二人を手伝ひ通例であるのか。それは一般的なきまりではない。二等航海士がそうすることは極めてまれである。

法廷に対して、四月六日以前に、私は、原告に對して、十分に早く積荷降るしをしていないと、何回となく不満を言つた。私は、原告が監督者なしで沖仲士を派遣しており、そうすべき

ではないと、彼に伝えた。日付は忘れたが、そうしたことが何日かあつた。

署名 アルフレッド・ミリッジ

ジョン・キャロラン、英國船スールマハル号の一等航海士、は正式に宣誓して証言した。荷役請負人が一人、三月一〇日の月曜日に、積荷を降ろすために船にやつてきた。一〇艘のはしけ分の積荷がその日降らされた。その荷役請負人は、ヘンダーソンすなわち原告であつた。原告は、船倉ではずっと二等航海士に、舷門でも一人に、補佐されていた。彼は、船倉では、時間に応じて乗組員の幾人かに助けられていた。最初の五日間程は、原告は、一日につき二ないし三時間休んでいた。最初の五日間以後約八日間は、彼は、各々の日について一〇分以上船にいることはなかつた。尋問されたプロデリックと呼ばれていた男は、事故で足を負傷するまで、監督として行動し、一日中甲板上にいた。彼がいない間の一日中、甲板にはヨーロッパ人が全くいなかつた。その間、原告は、通例、朝八時頃やつてきて、夜五時か六時までいた。沖仲士たちが八時前にやつてくることはめつたになかつた。七時半から八時が、通常の彼らの時間である。私は、彼らが八時半にもなつてやつてきたことを覚えていた。九時前の一五分間にできることは非常に少ない。と

いうのは、舷門の男——乗組員の一人——が八時に朝食をとらねばならないからであった。事故のあとプロデリックが再び加わったときには、三、四日船に滞在した。それから、彼は上陸して、再び作業に戻ることはなかった。私は、彼の沖仲仕を止めはしなかった。彼は、私の沖仲仕をとめたことについて私はに抗議しなかった。プロデリックが二度目に去ったときには、一日か二日でも船に来た職長はない。それで、船にやってきた新しい職長の名前を私は覚えていない。彼は、一日につきはしけ二艘分の積荷を降ろしたが、四艘分やつたことはめったにない。積荷を受け取るために舷側にはしけは待っていたが、荷物を受け取ることはできなかつた。はしけは、よく六時頃にやつてきた。七時を過ぎるときはほとんどなかつた。この職長は出て行つたが、別の職長が来るまで、一二、三日経過して、その間職長不在ということになった。彼は、前任者と同じ量のはしけ数だけ積荷を降ろした。すなわち、二艘から四艘分である。

原告の作業が省かれたときに、我々は、沖仲仕の助けをかりて、海岸からしけを降ろした。私は、舷門からの積荷降ろしを監督した。二等航海士が、管理していた。若干の乗組員が手伝つてくれた。通常、二人の航海士と四人の乗組員がいた。我々は、一日にはしけ六から七艘分の積荷を降ろした。我々は、

一両の重量が二トン半の鉄道客車七両、給炭車一両、および他の設備を、七ないし八時間のうちに降ろした。我々は、積荷が届いたとおりに降ろしはしなかつた。積荷が届いたとおりには、鉄道関係者は、荷物を受け取ることができなかつた。積荷の仕分は三つあつた。私が言いたいことは、一方の仕分の部分がはしけに積み込まれ、同一の仕分が全くなくなつたときに、手元にある仕分の一つを取り除くためにはしけが運ばれたといふことである。原告によつて粉々に壊された柱が一本あつた。原告の雇人によつて巻き揚げ機が作動させられ、それで中甲板にある柱に二トンの重量がかかり、柱をこわしたのである。積荷の内容は以下のとおりである。二台の機関車、二両の給炭車、九両の客車であつて、それらは二十四フィートの箱に入れられていた。さらに、同じもののための九つの車両わく、約一〇〇トンのマンチエスター商品、数梱の木綿、鉄道設備約一〇〇九点、三三箱の亜鉛メッキ製品、これらは各々九ハンドレッドウェイトの重さであつた。これはすべて兵庫で荷降ろしされた。船底の船倉には大阪宛の二五トンの銛鉄があつた。私は、積荷の約三分の一を降ろしたと信じてゐる。彼はもつとやつたかも知れない。原告が船に乗る前に、我々は、二日間、積荷降ろしをつづけていた。三月七日と九日に、我々は、私の監督で

積荷を降ろした。この二日間、我々は、鐵道設備をはしけ一一

艘分を荷降ろしした。ヘッドレストの包みは、三〇ハンドレッド・ウェイトの重さであろう。そのうちのいくつかは、二ないし三ハンドレッド・ウェイトぐらいの軽さである。

署名 J・キャロラン

翌日、一八七二年五月三〇日まで休廷となつた。

一八七二年五月三〇日、当事者双方が出廷した。
ジョン・キャロランの審問が続いた。我々が毎日いかに忙しかつたかを示す航海日誌と、毎日引き渡された鐵道資材の量を示す帳簿とを私は提出する。

一八七二年五月三〇日、当事者双方が出廷した。
ベンダーソン氏が作業を始める以前のこの二日間に、我々は一七九の包みを荷降ろしした。

ベンダーソン氏は、作業をしている間に、一一六九の包みを荷降ろしした。

そして、ベンダーソン氏が仕事をやめたあとで、我々は、七

四六の包みを荷降ろしした。船上には五つの商品があつたが、

どのようにして荷降ろしされたか、私は記録していない。鐵道資材に加えて、

酒、二一八箱

ビール、一二五箱

銑鉄、七〇〇個、重量二五トン

耐火レンガ、七〇〇個

があつた。ベンダーソンは積荷の三分の一かそれ以上を荷降ろしたと言わねばならない。彼は、中甲板のほとんどの荷物を降ろしたが、うまく海岸に運べないものが残つた。彼は、最下船倉の積荷の幾分をも荷降ろした。

原告による反対尋問。ときどき数取り人がいた。しばしばそれは私自身であった。常に数取り人がいた。男たちは、いつも八時に朝食を行つた。数取り人は、そのように八時に食事に行つた中の一人である。銅が積み込まれていた。銅を積み込む時、障害はほとんどなかつたようである。原告の使用人の何人かが、銅の積み込みのために雇われていた。

法廷に対して。ベンダーソンが作業に従事していた時に、沖仲仕が不足していたかどうかについては、私は思い出せない。

署名 J・キャロラン

サミュエル・ジョン・フィンチエット (Samuel John Finchett)、イギリス船ヌールマハエ号の二等航海士。ベンダーソン氏が積荷降ろしの作業を行つていた間、私は、ずっと船倉にいた。その間、朝と午後の両方にわたつて沖仲仕が不足するこ

とがあつた。このことを私はヘンダーソンに言つたが、午後に彼は彼らを他へ移した。しばしばしたわけではない。彼が積荷降ろしをやつていた時間の後の方では、沢山の沖仲士がいた。私は、ヘンダーソン氏が約三分の一の積荷を降ろしたと信じる。横浜で荷降ろししたマンチエスター商品二〇〇梱余り、鉄少々、約一二ハンドレッドウェイトの五五箱余りの大量の亜鉛メッキ鉄を除き、彼が中甲板の積荷も降ろしたのである。ヘンダーソン氏は、最下船倉の積荷も約三分の一を降ろした。ヘンダーソン氏は、中甲板のいくつかの箱を残した。ヘンダーソン氏が仕事を始める前の土曜の夜、一〇〇〇トン、あるいはそれよりももつと多くの積荷があつた。ヘンダーソン氏が積荷の三分の一を降ろしたと私が言う時には、船全体の三分の一を意味しているのである。彼が仕事を始めたときには、船には三分の一以上の量の積荷があつた。どれぐらい多いかは言えなかつた。

原告による反対尋問。私は帆を固定するために上に行つたが、しばらくの間にすぎない。私は、ずっと船倉にいた。ブローデリックが九日間足を負傷したために陸にいたと言いたい。ブローデリックが足を負傷した時に、原告が甲板にいたかどうか、話すことができない。原告は、我々の乗組員を助けた、はしけ

とがあつた。このことを私はヘンダーソンに言つたが、午後に

は彼は彼らを他へ移した。しばしばしたわけではない。彼が積

荷降ろしをやつていた時間の後の方では、沢山の沖仲士がい

た。私は、ヘンダーソン氏が約三分の一の積荷を降ろしたと信

じる。横浜で荷降ろししたマンチエスター商品二〇〇梱余り、

鉄少々、約一二ハンドレッドウェイトの五五箱余りの大量の亜

鉛メッキ鉄を除き、彼が中甲板の積荷も降ろしたのである。ヘ

ンダーソン氏は、最下船倉の積荷も約三分の一を降ろした。ヘ

ンダーソン氏は、中甲板のいくつかの箱を残した。ヘンダーソ

ン氏が仕事を始める前の土曜の夜、一〇〇〇トン、あるいは

それよりももつと多くの積荷があつた。ヘンダーソン氏が積荷

の三分の一を降ろしたと私が言う時には、船全体の三分の一を

意味しているのである。彼が仕事を始めたときには、船には三

〇〇〇

分の一以上の量の積荷があつた。どれぐらい多いかは言えなか

つた。

本訴訟において、チャーレズ・ジョージ・ヘンダーソン、港湾労働者は、イギリス船ヌールマハル号の船長、アルフレッド・ミリッジを相手取つて、船の積荷を降ろしたならば被告が原告に三〇〇ドルを支払い、そのうち一〇〇ドルだけが支払われた契約の不履行に対する二〇〇ドルの支払いを請求している。被告は、契約を作成したことについては争わない。原告が三月一日から仕事をはじめ、契約の無視により、被告の側で、原告の労役を以後は必要としないという手紙を被告が出し、原告の労役を以後は必要としないという手紙を被告が出しました。四月六日まで原告の使用者が働いていたことも、認められました。手紙が書かれて、原告が重過失を犯していると主張して、

二、三艘分の砲金と、たばこ約二五梱とを含めていた。

署名 S・J・ファインチエット

チャーレズ・ジョージ・ヘンダーソン、原告は再審問された。私の信ずる限りでは、私は、積荷の三分の一を荷降ろしました。私は、最下船倉の三分の一以上を荷降ろしました。私は、最下船倉のほぼ半分に近いものだと言いたい。

原告に対して。私は、何トンかとはいえない。船上に行つた時に船を見て、船から離れた時には、積荷の約三分の二を荷降ろしたと言いたい。

署名 C・G・ヘンダーソン

料

被告がもつと原告に支払うことを後に拒否して、原告の労役については十分に償っていると正当化した時以前に、原告が一〇ドルを受け取ったことも認められている。

原告は過失を否定した。私の意見は、原告が重過失については無罪であり、契約上、なされた労役を償わせる権利を有しているということである。原告が受け取るべき金額については、

彼は、積荷の三分の一を降ろしたと言っている。一等航海士は、三分の一かそれ以上と言っている。二等航海士は、原告が荷降ろしを始めた時に船にあつたものの三分の一以上である、船全体の約三分の一と陳述する。一等航海士によつて提示された積荷の不完全な一覽表と、中甲板と最下船倉とから、原告によつて荷降ろしされた積荷の割合についての証言とによれば、

私の意見は、現在原告が荷降ろしたと確認されうるのは、彼が契約をなした時に船にあつた積荷のほぼ半分であるということがあって、原告はその割合に対して、合意された金額の半分を受け取る権利があり、それは三〇〇ドルの半分、あるいは一五〇ドルであると私は考える。すでに彼は一〇〇ドルを受け取つた。

判決

それゆえ、被告は、原告に、五〇ドルの金額を、訴訟費用五

ドル五五セントとあわせて、総計五五ドル五五セントを支払うべしと私は判決するものである。

署名 H・S・ヴィルキンソン

領事代理にして副領事兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(60) フィリップ・フランシスコ対ジョン・ヘンリー・

ウェイグナル

Na 40

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年六月一日

フイリップ・フランシスコ

(Philip Francisco)

原告は、見張り人としての給料一二ドル五〇セントを請求する

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル
対
ジョン・ヘンリー・ウェイグナル

フイリップ・フランシスコ——原告——は宣誓して供述する。被告は、月二十五ドルで、彼の作業場の見張り人として、私を雇用した。昨年の七月一五日から、私は見張りをはじめ、一月一五日までの四ヵ月分として、被告の事務員から一〇〇ド

ルを支払われた。日本人が原告からその場所を借りたので、一月二五日頃に、私は原告に対して、「今や、日本人がこの場所を持っているので、あなたはもはや私を必要としない」と言った。原告は、彼の品物がその場所にあるかぎり私は留まらねばならないと言った。一二月一〇日に、原告の兄弟が、見張り人としてはもう必要ないと私に言って、原告のところへ賃金の支払いをうけに行くようにと指示した。

被告による反対尋問。私は見張り人の家に留まりたいとあなたに頼んだ。それは、一〇月のことであった。私は一日中、監視のためにそこにいなければならぬし、一二時には料理のために外に行けないのでそこで料理をしたいから、その家にいるのが私にとって都合がよいと言ったのである。

署名 フィリップ・フランシスコ

X 彼のX印

Na 41

これで原告の陳述を終了する。

ジョン・ヘンリー・ウイグナル——被告——は宣誓して陳述

(21)

した。彼が、その家に留まらしてほしいと頼んだのは一月の支払いをうけてからあとのことであった。彼は、我々がその場所を去るまでの支払いをうけた。しかし、彼の行き場所がないので、我々の機械が建物内にあるかぎり、そこに居ても構わ

ないと私は言った。彼は、四ヵ月分の賃金である一〇〇ドルの残金である六九ドルを、一一月一六日に受け取った。法廷に対する原告がその家に留まる許されたことについての会話を誰かが聞いたかどうか私は言えない。

判決

私は、被告が原告に、一二ドル五〇セントと訴訟費用三ドル、合計一五ドル五〇セントを支払うべしと判決する。

署名 H・S・ウィルキンソン

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(61) G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するG・

ドモニイとアルフレッド・プラマ対ジエームズ・

ハーディ (2)

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年六月三日

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事する原告は、被告の要請によりA・ワイリー (Willie) によ

料

対
ジエームズ・ハーディ

つて購入された商
品の代金六六ドル
の支払いを請求す
る。

スム・ファン・ファン
(Sum Hoong Fun)

原告は、ガンボートスナップ号の
かまその他の取り替え作業賃とし
て、三一一一ドル一〇セントを請求
する。

被告は、私はすでにその金員を支払ったと陳述している。

原告側は、彼らの代理人クラッチレイが出廷し、被告は本人
が出廷して、上記の問題となつてある請求の決定をジョン・カ
レリー・ホール (John Carey Hall) の仲裁に委ねることに相
互に同意した。ジョン・カレリー・ホールの裁定は拘束力をも
ち、裁判所の命令とされる。

署名 H・S・ヴィルキンソン

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(62) スム・ファン・ファン対ジョンセフ・ヘンリー・ウ
ィグナル

被告は、契約によれば作業が完成されていないと主張した。
被告は、調査を行うようにも要請した。
法廷は、本件調査を行ふために領事によって任命されたヴィ
リアム・ハイゼ (William Heise) の出席を求めて、一八七二
年六月五日水曜日の朝一〇時まで延期された。

一八七二年六月五日水曜日

当事者双方が出廷した。

ジョンセフ・ヘンリー・ウイグナル、被告は、契約を認め、作
業が手ぎわよくなされなかつたと主張して、陳述を開始した。
正式に宣誓させられてから、被告は以下のよう陳述した。私
はくり返しボイラーチ調べたし、作業の進行中、作業が厳格に
なされていないと原告に苦情をいつた。リベットの穴が板のへ
りにあまりにも近すぎて、板が十分に重なりあわないというや
り方について、私は苦情を言ったのである。原告が作業を終え
たときに、私は、ボイラーチ調べてみると、板の継ぎ目のどこ

No.42

女王陛下の地方裁判所 兵庫
一八七二年六月四日 火曜日

るでボイラーが漏れているのを見た。

法廷に対して、原告によつて提出された契約は、それによつて作業が行われた契約である。原告が領事に訴えた時に、私は、調査官が任命されるように要請した。後に、法廷の領事は、調査のためにハイゼ氏を任命したと私に教えた。私は同意を表明して、「結構です。適切な調査が行われるならば、それで十分です」と言つた。そこで我々全員、ハイゼ氏、原告、私自身は、スナップ号の船上にいた。それは、五月一五日から六日であった。木曜日であったと私は思う。明かりをとるのが少々困難であった。しかしあとになつて、我々は夜警のランプを使用した。我々がランプを手に入れた時には、ボイラーは一杯になつていなかつた。今はボイラーを調べるためにすべてが整つてゐる。

署名 J·H·ウイグナル

法廷が二時まで延期され、原告は、被告と船上のハイゼ氏に直ちに伝達し、ボイラーの検査のために必要なあらゆる便宜を提出することを引き受けた。

二時に、当事者双方が出廷した。

フレデリック・ハミルトン・スミス・スコット (Frederick Hamilton Smith Scott)、神戸在住のバルカン・ファウンドリー

号の元機関士、英國臣民は正式に宣誓して陳述した。私は、スナップ号のボイラーを調べた。私は、かまの頂部と側面を調べた。私は、いくつかの個所で、十分重ならないように、板が一インチ半から二インチ切り過ぎになつておらず、結果としてリベット穴が、八分の三インチから半インチ中にあるのではなくて、板の縁にびつたりくつべぐらいたり切り過ぎになつていて、それを発見した。一〇ないし一二個のリベット穴がそういうふうに作られていたと私は言いたい。結果として、まいはだ詰めの余地が十分ではないのである。継ぎ手が三倍となつたので、何枚かの板が割れてしまつた。割れた原因是、作業員が穴を平行にするために、石灰のかわりにドリフトを使用したか、部分的に冷えたときにリペットを打ち込んだかのいずれかであると私は言いたい。左舷ボイラーは、三個所、すなわち頂部と、両側の三倍の継ぎ手でひどく水漏れしていた。私は、作業が手ざわよくなされたとは思わない。それによって、私は、板の縁が、それが巻かれる前にあつたはずのように、均等に切断されなかつたと言つてゐるつもりである。

私は、カルカッタではジャーディン・スキナー (Jardin Skinner) 商会の蒸気船バッシング号、H·E·サー・リチャード・グレイブズ・マクダネル号、ヨット、ビクトリア号の一等機関

士であつて、中国の帝国税関事務所の一等それから一等機関士でもあつた。左舷ボイラーは、板を取り出して再度全面的に作業をしなければ調子をよくすることはできないと私は考える。

中央ボイラーはうまくすんではないが、他のものほどひどく漏れているわけではない。多分、それは、五五ポンド強の冷水の圧力に耐えるであろう。私は、左舷と中央のボイラーが航海

に適するよう作業がなされたとは考へない。右舷ボイラーは合格とするが、しかしよい仕事としてではないし、リベットの打ち方は縁に近づき過ぎている。

署名 F・C・H・スコット

ジョセフ・ハドソン・マグレガー (Joseph Hadson Magr

er)

、米国蒸気船ジャイアント号に居住するボイラー修理人、アメリカ市民は正式に宣誓して陳述した。全般的に、私は、彼の意見に賛成する。私は、作業が手際よく果たされなかつたと考へる。リベットの頭と板の縁の間は八分の五インチあいており、約二箇四分の一インチの重複をとつてゐると、私は言いたい。現在、リベットは板の縁を越えて曲がつてゐる。そのようになつたりベットが、左舷がまには一四ある。板の縁を圧迫するリベットが、中央がまに一七か一八個、右舷がまには九個ある。板の縁は適切に水漏れ防止がされておらず、十分な鉄が使

用されていない。左舷がまのリベット穴はひどく水漏れしており、頂部の重なり部分も同様である。各々のかまの頂部の接合部も漏れている。蒸気が通つたときには、それらがひどく漏るだらうと言いたい。修理された個所をもつそのボイラーは航海に耐えることができないと私は考へている。それらは、圧力に耐えきれない。

署名 J・H・マクレガー

ウィリアム・ハイゼ、神戸在住の土木技師、ドイツ臣民は正式に宣誓して陳述した。総じて、私は、最後の二人の証人と同じ見解である。右舷ボイラーは合格させたい。それは少々漏るが、それは水漏れ防止が可能である。他の二つのボイラーを水の漏らないようにするためには、板をとりはずすことが必要である。他の二つのボイラーの作業を行うにあたり、原告は、船のためになる作業を本当に全く行わなかつたと私は主張したい。

署名 W_m・ハイゼ

原告側から二つのボイラーにおいて台なしにされた鉄の価値をさらに主張したことにより、被告は彼の申立を修正することを許された。

J・H・ウイグナル、被告は再審問された。各々のボイラー

には低地ムア鉄の板が供給されており、各々の板は約四八〇ポンドの重さであったが、いくつかは切り離されていた。切り離されたものは、何の価値もない。鉄は一ポンドにつき一〇セントである。それは九六ドルの費用がかかる。私は一〇ドルのリベットをも与えたが、取り除かれたときには役に立たない。取り除いて売却すれば、鉄は古鉄として買われるだけであつて、二〇ドル以上の値では売れない。各々のボイラーは同一の仕事を必要としていた。

署名 J・H・ウェイグナル

これで被告のための証言を終える。

被告は審問されることを望まなかつたが、その作業がなされから経過した長い時間と、申し立てが五月七日に提出されたにもかかわらず、ウェイグナル氏が必要な道具を提出しなかつたから、調査がこの日まで完成しなかつたという事実とを指摘した。

判決は、明日、六月六日木曜日一〇時に申し渡される。

一八七二年六月六日木曜日。当事者双方は出廷した。

事実認定

本件訴訟において、スム・フン・ファンは、ジョセフ・ヘンリー・ウェイグナルを相手取り、原告が作業の進行にともない週

三八〇ドルの支払いを受けることと引き替えに、被告の財産であるガンボートにある三つのボイラーラーについているかまの頂部と両側面を取り替えることに同意した契約により、三二二ドル一〇セントの支払いを求めて訴を提起している。板と材料は被告によって供給されねばならない。作業は満足するように完成されねばならない。ボイラーラーは六〇ポンドの冷水の圧力に耐えねばならない。原告は、三二二ドル一〇セントを残す五七ドル九〇セントが支払われたことは認めること。

被告は、作業が満足いくようには完成されず、この主張が被告が提出した三人の証人の証言によつて明確に裏付けられないと主張する。W・スコット、機関士、W・マグレガー、ボイラーリ修理人、およびW・ハイゼ、土木技師、これらのもの全員は、三つのかまのうち二つが、危険で契約における上記の試験に耐えることができないほどにまづく修理されたという点で一致している。しかし、ボイラーラーのひとつは、完成させられたものと考えられるし、原告が効果的に執行された作業の価値を回復する権利を与えられているとすれば、各々のかまに対してもなされるべき作業が平等であったということが証拠としてあるので、原告は、そのボイラーラーについて一二六ドル六セント、あるいは三八〇ドルの三分の一の支払いを受ける権利がある。こ

料

の金額のほかに、原告は五七ドル九〇セントを受け取つており、被告は、原告によつてだめにされた材料の価格として一〇六ドルを請求している。二つのかまを完成するためには、原告によつて差し込まれた板を取り除かねばならず、これらの板は

四四

No. 44

又兵衛対ジョセフ・ヘンリー・ウェイグナル

女王陛下の地方裁判所 兵庫
一八七二年六月一〇日月曜日又兵衛
対

ジョセフ・ヘンリー・ウェイグナル 価として三〇両を請求している。

被告は、主張されるようには、負債が決してないと陳述した。

原告が指定された時間に出廷せず、被告が訴訟の防禦のために出廷したので、訴因が削除されるべしと命令された。

午前一〇時四〇分まで待つた。

署名 H · S · ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事

判事

兵庫大阪英國領事館の印

署名 H · S · ウィルキンソン

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

のものも、
アーヴィングのもの。
兵庫大阪英國領事館の印

(64) ウィリアム・ハウルズ対ヒュー・ウィリアム・ハガート

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼
兵庫大阪英國領事館の印

No 45

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年六月一日火曜日

ウイリアム・ハウルズ 原告は、蒸気船ライジング・

(William Howles)

サン号の調査料として三〇ドルを請求する。

ヒュー・ウィリアム・ハガート

被告は、ライジング・サン号の所有者である斗南藩当局の代理人として行動し、彼自身は個人的に責任があるとは考えていないと主張する。

被告は、たとえ彼に責任があるとしても、調査費として請求された金額は高過ぎるということも主張した。
法廷は、本件は和解すべき案件であると示唆する。

そこで、原告と被告は、相談の結果、被告が原告に一五ドルと訴訟費用三ドルを支払うことで合意したと法廷に伝えた。

署名 H・ハウルズ
署名 H・W・ハガート

(220)

(65) ライザー・ゲッティンガー対ジェームズ・ウッド

判事

兵庫大阪英國領事館の印

No 48

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年六月一八日火曜日

ライザー・ゲッティンガー 原告は、一八七二年六月の一ヶ月

ジェームズ・ウッド の家の賃借料として二三ドルを請求する。

被告は、修理に費やした金額よりも少ない賃借料の減額を申し出たと主張する。

法廷は、本件が和解すべき案件であると示唆した。そこで、原告と被告は、相談の結果、被告が請求された金額を支払うこととに合意し、原告が、被告がそのもとにある契約上の既得権を侵害せずに被告に修理代として一四ドルを支払うことに合意する、と法廷に伝えるものである。

一一五

(221)

署名 ライザー・ゲッティンガー
署名 ジェームズ・ウッド
署名 H・S・ウィルキンソン

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(66) くま対 J・H・ウイグナル

No. 49

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年六月二十五日火曜日

くま 対
J・H・ウイグナル 原告は、原告によつて被告に売却され引
き渡された石炭一トンの代金三〇両を請
求する。

被告は、商品を決して受け取らなかつたと主張する。

又兵衛は、眞実を語るように正式に警告されてから、以下のように主張する。私は、原告の妻から外國文で書かれた書類を受け取つてから、それを持って被告のところへ行つて、石炭の代金を支払うよう頼んだ。彼は、その書類を私から取つて、手の中に巻いてから、日本の石炭は一切買わなかつたと言つた。私は、彼にその書類を返すよう頼んだが、彼はそうしようとはしなかつたので、私は、それらを持たずに帰らねばならなかつた。このことは、被告の家の炊事場での出来事である。

被告による反対尋問。このことは、四月一九日に生じた。私は、石炭を配達したものではない。原告が税関に訴えた時に、私はいなかつたので彼と一緒に行かなかつた。

署名 利助

ていつて、被告にそれを何回も示して支払いを請求した。石炭の代金は覚えていない。私の番頭がここにいるが、彼は覚えている。彼の名前は十兵衛である。それから、私は、代金の回収のために番頭を遣わした。

署名 むし又

利助は、眞実を語るように正式に警告されてから、以下のよ

うに主張する。私は、原告の妻から外國文で書かれた書類を受け取つてから、それを持って被告のところへ行つて、石炭の代金を支払うよう頼んだ。彼は、その書類を私から取つて、手の中に巻いてから、日本の石炭は一切買わなかつたと言つた。私は、彼にその書類を返すよう頼んだが、彼はそうしようとはしなかつたので、私は、それらを持たずに帰らねばならなかつた。このことは、被告の家の炊事場での出来事である。

被告による反対尋問。このことは、四月一九日に生じた。私は、石炭を配達したものではない。原告が税関に訴えた時に、私はいなかつたので彼と一緒に行かなかつた。

署名 むし又

くまは、眞実を語るよう正式に警告されてから、以下のように主張する。私はこの人の親類ですと、原告を指さした。彼の名前は伊介です。彼は、私の家に住んでいます。彼が私の家を引き継いだときに、又兵衛と呼ぶように提案しました。私は石炭を売ったことを覚えております。それは昨年の六月でした。崩吉という人がやってきて、石炭を注文しました。市造がそのときの私共の番頭でした。彼は、江戸行きの船に乗って行つてしまつた。石炭を運んだのは彼です。私は、そのときどのような受領書ももらつていません。約一〇日ほど後に、私は、久米吉のところへ金をもらいに行きました。久米吉は被告の白人屋敷に住んでいました。そこには外人が一人いました。彼は、被告よりも若い人でした。彼は、今は金を支払えないが、
224

石炭を売ったことを覚えております。それは昨年の六月でした。崩吉という人がやつてきて、石炭を注文しました。市造が

法廷は二時で休廷となつた。
ので、法廷は、六月二六日水曜日の朝一〇時まで延期された。

一八七二年六月二六日水曜日

法廷は一〇時に開廷された。

久米吉は眞実を語るよう正式に警告されてから、以下のように主張した。私は、幸助という人をよく知っていた。しばしば、私は、ウイグナル氏のために彼から石炭を購入したが、いつも、私は、石炭が引き渡されたあとで札を渡した。それは、多くの石炭が引き渡されたあとである。札には、トン数と値段が書かれていた。昨年九月に、私は、大阪へ行つた。私は、ウイグナル氏のところにそれまでいたのである。私は彼の番頭で、ころへは五トンが送られました。私は、その外人からもらった文書を十兵衛に渡しました。十兵衛は、現在、利助と言つてゐるものと同一人物です。そして、集金のために、彼を遣わしました。

被告による反対尋問。私は、この人を前に見たことは決してありません。(H・マイルズを見て)私は、石炭が配達されるのを見ていません。それは市造です。

被告による反対尋問。私は、石炭の受領書を書いたのはいつもマイルズであった。他には誰も受領書を書かなかつた。私は幸助か

署名 くま

ら石炭を買った。以前、幸助は神戸のハレジュー (Haréju) のところに住んでいて、石炭の店を持つていた。当時、私は、彼から石炭を買い、彼が網仲町に移ったときには、私は、そこで彼から石炭を買った。私は、幸助の石炭が粗悪なときには、東出町のカヤシヨースケからも石炭を買った。私は、大阪へ行ったあとしばらくしてから、神戸に来た。私は、一日だけときには二日だけ滞在した。そのとき石炭の代金が支払われていないことにについて、誰も私のところへ不平を言いに来なかつた。私は、病気であったから、兵庫からあまり遠くへ行かなかつた。

法廷に対して。私はこの婦人を覚えている（くまを指さして）。彼女は網仲町に住んでいる。そこは、東出町から二丁離れている。幸助とこの婦人は同じ家に住んでいる。

署名 久米吉

久兵衛は、真実を語るように警告されてから、陳述した。私は、この人に二ないし三回会つたことがある（利助を指さして）。私は彼の名前を知らない。彼は、ウイグナル氏の家の私部屋に来た。私はウイグナル氏のコックである。ウイグナル氏が不在のときに、彼はやつてきた。彼は、ウイグナル氏がいつた時に一度やつてきた。私は、彼がウイグナル氏に話しかけたかどうかは言えない。そこには他の召使いもいたが、彼らはウ

イグナル氏に話しかけた。私は、この男が彼に話しかけたかどうかについては言えない。このことは先月のことであつたと思う。彼は、何のために彼が来たかということを私に言つたが、どのような文書も見せなかつた。

署名 久兵衛

法廷は二時まで休廷となつた。

法廷は二時に再開された。

崩吉は、真実を語るように警告されてから、陳述した。私は、網仲町を知っている。私は、くまが住んでいる家を知っている。幸吉はそこに住んでいる。私は、そこへ行つて石炭を買つてくるよう久米吉に命令された。私は、一回だけ行つた。私は、それがいつであつたかは覚えていない。それが二ヶ月前であつたかどうかについて言えない。六ヶ月か七ヶ月前であつたと思う。それは、久米吉が大阪へ行く前であつた。私は、久米吉がいつ大阪へ行つたかは知らないが、そのことは彼が大阪へ行く前のことであつた。私は、それらが石炭であると言つただけである。量は、久米吉が言うことになつてゐた。私は、石炭の受領書については何も知らない。私は、支払いの申し込みについて何にも知らない。私は、知つてゐるとは誰にも言つたことは一切ない。私は、この男（利助）について見覚えがな

い。

署名 崩吉

証人は、日本式の彼の印を書くことができなかつた。

又兵衛が再度召喚され、陳述した。その家は本当はくまのも22のである。くまは未亡人である。彼女は現在独身である。

署名 伊介

法廷に對して、くまが眞実の原告であることが判明し、彼女の名前が又兵衛の代わりに用いられている。

ジョン・ヘンリー・ウイグナルは、正式に宣誓して陳述した。私は、この男（利助）に以前に会つたことは記憶にない。私の記憶では、彼の手から領収書を受け取つたことは一切ない。私は、金を支払わずに人から領収書を受け取つたことはない。私は、日本人から石炭を買つたことは一切ないとホール氏に言つたのである。

被告は、提出すべき証人がいないと述べた。

事実認定

本件訴訟において、くま（その名前が又兵衛の名前のかわりに用いられている）は、原告により被告に売却された石炭の五トンの代価として三〇両の金額の支払いを求めて、ジョン・ヘンリー・ウイグナルに訴を提起している。私は、被告が石炭を

受け取つたことを確信している。私は、証人利助が被告に受領書を持っていき、被告がそれを破つたと信ずる。この結論に至るうえで、私は被告の証言を看過することはなかつたが、残念ながら、被告は、その証言を与えるうえで、故意かつ不道徳な23偽証の罪を犯していると言わねばならない。

判決

それゆえ、私は、被告が原告に三〇両と訴訟費用三ドルとを支払うべしと判決する。

そして、被告の証言について私が形成した確信について、刑事裁判改良法 (14 & 15 Vict. C. 100) 第一九条によつて与えられている権限を行使するかどうかについての決定を留保するものである。

署名 H. S. ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

一八七二年六月二六日

兵庫大阪英國領事館の印

(原文二二九頁は空白)

(6) 死因審問

死因審問

中国と日本に於ける英國臣民の統治についての一八六五年の枢密院令 第五三条

院令

第五三条

兵庫　トーマス・マッケンジーの死体について、兵庫港に停泊中の蒸氣船ティバー号上にて執行された審理

ハイラム・ショウ・ウィルキンソン、女王陛下の副領事にして領事代理、検死官代理の前で

マシュー・タウンゼンド・ビートン・マク

フーリー

陪審員

エドワード・ハイズリット・ハンター

正式に宣誓した。

フィリップ・サミュエル・カベルデュー

(Philip Samuel Cabeldu)

検死官と陪審員は、死体の状態について以下のように書き留める。

死体は、機関室の天窓の上にあるマットレスに横たわっていた。死体には、頭の左側にある裂傷を除いて、暴行の跡はない。死体には、火夫が全員走ってきたし、ジョーンズと、二等航海士のブルックス氏も一緒に走ってきた。私は、彼らにマッケンジー

ヒュー・マケヴィット (Hugh McKevitt)、蒸氣船ティバー号

1230

の甲板長は正式に宣誓して陳述した。故人と私は、昨日の午後、水浴びをしていた。水浴びを終えたときに、私は、外輪軸に入った。私は、自分自身を乾かしながら、故人に背をむけシャツを着た。どのようにして水浴から上がってきたのか知らないが、彼は、私の立っているところへ上がってき、我々は、互いにとりとめもなく話しあっていた。それから、私は、彼が「オー」と声高に言うのを聞いた。あたりを見ると、彼のふくらはぎが外輪の一部にさわっているのを見たし、彼の頭の左側は、水際から約八インチ上の浮袋のへりにあたっていた。それから、彼は、ひっくり返って、足から先に落ちていった。それから、私は、彼が落ちたところへ、できるだけ早く降りていったが、彼が水中で動かさないでいるのを見た。さらに、私は、足で彼のわきの下をつかもうとして、目一杯体を低めた。彼をつかむことができなかつたので、私は再び浮袋につかり、それから彼は消えてしまった。それから彼を見るることはなかつた。そこで、私は、外輪おおいの扉に行って、大声で二等機関士のジョーンズを呼んだ。また、火夫全員を大声で呼んだ。そして、火夫が全員走ってきたし、ジョーンズと、二等航海士のブルックス氏も一緒に走ってきた。私は、彼らにマッケンジーが消えた場所を示したところ、火夫である一人の日本人がマッ

1231

ケンジーのあとを追つて飛び込み、他に三人が続いたが、マッケンジーを見つけることができなかつた。そこで、はしけが、何か潜水器具がないかどうか調べるために、英國軍艦に派遣された。何もなかつたのであるが、英國軍艦は、二人の乗員を派遣し、彼らは、二度か三度、潜水した。私は、そのうちの一人が海底から石か泥を持ってきたのを見た。そこで、私は、引っ掛けいかりを求めて軍艦に行き、操舵員と私とで、六時半か七時半頃まで、いかりでマッケンジーを捜した。それから私はお茶を飲んだが、私が終えてから、二等機関士のジョンズ氏が、八つの鉤をいかりの棒に結びつけるために私を呼んだ。それをやつてから、鉤のついた引っ掛けいかりをカッターボートに積み込み、舷門に沿つてから、右舷側を前のほうへさらつた。右舷外輪おおいの前にきたときに、私は引っ掛けいかりを強くひつぱり、また投げ込んで船の後部にむけてひつぱつた。私は、マッケンジーが消えたところにほとんど近いところで彼の死体を引き揚げたことができる。彼は甲板上に運ばれ、主ハッチに沿つて置かれた。それから機関室天窓に置き換えられ、そして、医師が来るまで、航海日誌の指図書に従つて、一等航海士と一等機関士とが彼を管理した。

133

（あなたは、マッケンジーとの会話を記憶しない）

彼は、見事な泳ぎ上手であった。泳いで船のまわりを一周することができた。

彼が水に落ちたあとの彼の動きを私は見なかつた。我々が海にはいったのは四時であつた。私は、彼より二、三分早かつた。我々は、船尾のまわりを、ひとつの大輪おおいからもうひとつの大輪おおいへと泳いで、それから私は税関のはしけに上

がった。私がそのはしけにいた間中、あるいはほんどの時間、彼は、あおむけになっていた。彼が水にはいる前に、私は、しばらく彼と一緒にいた。私は全く酒を飲んでいなかつた。彼が酔っているように見えなかつた。私は甲板長で、彼は機関士である。我々は、非常に仲がよかつた。私は、そのとき、太陽が強かつたかどうか覚えていない。その影響を感じた記憶はない。

署名 ヒュー・マケビット

フレデリック・ジョーンズ、蒸気船ティバー号の二等機関士は、正式に宣誓して陳述した。彼が沐浴に外に出る前に、私と一緒に行きたいと望んだことを記憶している。私は、かなり早いと言つた。私は、夜遅くまで泳ぎたくなかったのである。それで、彼は、私を残して服を脱いで出て行つた。彼が死ぬ前に、私は、左舷の外輪おおいから二〇ヤードはなれた海中に彼がいるのを見た。何か起つたのではないと私が感じた暗示は、甲板長が私の名前を二度か三度叫ぶのを聞いたことである。甲板長が私を呼んだときに、私は、船の前部、船首桟の外にいたが、二回目に呼ばれたときに、彼のところへ駆けつけたが、火夫の何人かが、すなわち二人の火夫が私に続いた。そこで、甲板長が、「大変だ。マッケンジーが沈んでしまつた」と

言った。私についてきた二人は、私が服を脱いで飛び込む前に、海中にはいった。この時までには、船の乗組員全員が舵輪のまわりに集められ、潜水が四〇分近く続けられたが成果はなかつた。それから、私は、機関士長を捜すために船を離れた。陪審に対し、その前半、私は、彼と一緒に働いていた。彼は、夕食にビールを飲み、ジンを一度——一度は午後に、一度はボイラー室で——飲んだ。彼は、かなり飲む習慣があつた。私の知る限り、彼は発作に陥りやすいことはなかつた。甲板長が叫んでから、死体が引き揚げられるまでは、四時間前後である。死体が揚がつてきたときに、私は、舷門の底でそれを受け取つた。太陽は、水浴びするほど強くはなかつた。そちら側では、あなたは服を着ることができた。彼は、ちょうど機関室の作業から帰つてきたばかりなので、非常に体がほてつていたのである。その時、半分は日光の中、半分は日影を、彼は船のまわりを右に泳いだ。甲板長の叫び声を私が聞いたのは、推測するかぎり、ちょうど二点鐘がうたれたとき——五時から五時半の間——であつたと思う。

彼が引き揚げられたのは、九時一五分であつたと思う。ビールについて言つたことを訂正したい。普段、彼は夕食にビールを飲むが、昨日は飲まなかつた。

署名 フレデリック・ジョーンズ
トーマス・チャールズ・ソニクラフト (Thomas Charles Thornicroft)、予備役軍医（イングランド）は、正式に宣誓して陳述した。ブラウン船長が、その機関士を診るために船に来るように、私を呼びに来た。これは、およそ九時半頃のことであつた。私は家を出て、天窓の死体を診た。彼は完全に死んでいた。彼は、左側頭部に裂傷を負っていた。他には全く傷がない。私の意見では、溺死が実際上の死因であった。頭の傷は、何か固いものに落下して生じたのである。

署名 トーマス・チャールズ・ソニクラフト

予備役軍医（イングランド）

陪審の事実認定

故トーマス・マッケンジーは不慮の溺死によつて死に至つた。昨日一八七二年七月六日夕刻五時から五時半の間に、故人は、蒸気船ティバー号の外輪から偶然落下した。外輪の浮袋のひとつに頭がぶつかり、氣絶して頭に傷ができた。それから、彼は水中に沈み、溺死したのであって、誰にも罪はない。

陪審員

署名 マシュー・タウンゼンド・ビートン・マクファーソン

エドワード・ヘイズリット・ハンター
フレリップ・サミュエル・カペルデュ

1
ハイラム・ショウ・ウイルキンソン
女王陛下の副領事にして領事代理

署名 検死官代理
兵庫大阪英國領事館の印

(68) 女王対チャールズ・ヘンリー・コブデン、エドワード・フィッシュヤー、アーサー・エスキス・

グルーム、チャールズ・オクスレイ

刑事

女王陛下の地方裁判所にて 兵庫

一八七二年七月一二日金曜日

女王、亞慶の訴による

対

チャールズ・ヘンリー・コブデン
(Charles Henry Cobden) №7

実際の身体傷害を引き起し

料

エドワード・フィッシャー Na 8

アーサー・ヘスキス・グルーム

(Arthur Hesketh Groom) Na 9

チャーレズ・オクスレイ

(Charles Oxley)

Na 10

した亞慶に対する暴行

女王、亜高の訴による

対

同一人物 Na 11～Na 14

に対する暴行

女王、端仁の訴による

対

同一人物 Na 15～Na 18

に対する暴行

被告人は、無罪を申し立てた。

領事館付の助手、ジョン・カーリー・ホールが、裁判所の指

示により、女王の側の陳述を開始した。

ベンジャミン・ローリング、居留地会議に雇われている警察官は正式に宣誓して陳述する。先月、六月二二日土曜日、夜一時頃だったと覚えている。私は、何人かの外国人を見た。私が知らないのが二人いた。フィッシャー氏、グルーム氏、コブデン氏、ステイプルズ (Staples) 氏がいた。フィッシャー氏、グルーム氏、コブデン氏が被告人であると認める。その夜、チ

ヤールズ・オクスレイ氏は見なかつた。私の知るかぎり、彼はその一団にはいなかつた。当初、その一団には六人しかいなかつた。最初、私は、駐在所の前で彼らに会つた。一時から二時間、私は、駐在所の扉の所に座つていた。私は、彼らに賭博場を教えてほしいと頼まれた。私に聞いたのがグルーム氏であつたか、コブデン氏であつたかははつきりしない。私は、行つて教えようと言つた。彼らに教えはじめたのは、一時ではなく、一二時頃であつた。私の目的は、彼らの居場所を教えることだけであつた。彼らは、一軒の賭博場、唯一軒にのみ入つた。我々が行つたその一軒の賭博場には人がいた。その賭博場に誰がいたかは言えない。賭博場は、コック・アイの裏の倉庫の中にあつた。その一団は、倉庫に入つていつた。私は、彼ら全員が倉庫に向かつていくのを見た。扉は半分開いていた。私と一緒にいたその一団のうちの四人か五人がその倉庫に入った。私は、彼らが中に入るのを見た。何人かは外に残つていた。三人か四人である。誰であるかは言えない。私は、扉が半開きであるのを見た。誰が中に入つたか言えない。私は、その一団の中の何人かが倉庫に入るのを見た。三人あるいは四人以上が入つたかどうか言えない。その一団の何人かは外に残つていた。私は、その倉庫の外にはいなかつた。中に入つていつた

のが誰であるかがわかるにはあまりにも暗すぎた。暗すぎたので、誰が外に残っていたのかはわからない。私は、コック・アイの角から六フィートぐらい離れて立っていた。倉庫からは三〇ないし四〇フィートぐらい離れていた。しかし、角を曲がったところであった。私は、一人の中国人を追いかけその一団の何人かが倉庫から出てくるのを見た。彼らは、一人の中国人を連れ出した。彼らは、彼を追いかけ走っていた。私に見えたかぎりでは、彼らは、その中国人をつかんではいなかつた。ステイブルズ氏と知らない二人とが、日本の警察官が来るまで彼をつかんでいた。彼らは、彼を地面におさえつけていた。私が陳述したその人達以外には、その一団の他の誰も見なかつた。私は離れて立っていた。ブルドッグが一頭いた。中国人が地面にころがっている間、ブルドッグは彼にふれなかつた。しばらくの間、彼は、コック・アイの角の地面にほっておかれた。中国人がそこに置かれたときに、その一団の幾人かがコック・アイの扉に入つた。フィッシャー氏、コブデン氏、グルーム氏であったと私は思う。グルーム氏については確かにない。私は、ステイブルズ氏が足で表の扉を壊すのを見た。ステイブルズ氏がその店の扉を破壊し、それから中国人の靴屋が一人連れ出された。柵が破壊され、三番目の中国人が他の二人と縛りつけられ、それからステイブルズ氏が日本の警察官に裁判所に連れていくようにと言つた——フィッシャー氏、グルーム氏、コブデン氏と二人の見知らぬ者が居合わせた——。我々は、中央通りへと戻つてから別れた。ステイブルズ氏とコブデン氏が

に横たわっていた。その中国人は、その一団がコック・アイの裏の扉を行つたときには、手が自由であつた。日本の警察官がやつくるまで、彼は縛られていなかつた。私は、二人の日本人が彼の両手を縛るのを見た。これは、コック・アイの背後にその一団が二度目に行きはじめたときであつた。第一の中国人がコック・アイの角に置き去りにされたときに、一団がコック・アイにはいたか倉庫に戻つたかは、はつきりいえない。私は、賭博場を彼らに教えるために一緒に行つた。賭博場はすべてしまつていて。唯一つあいていたのがこの倉庫であつた。その紳士たちの何人かがその倉庫にはいり、私は、町角から六フィート離れたところに立つていたのであるが、一人の中国人が走るのを見たし、ステイブルズ氏とグルーム氏と見知らぬ者のうちの一人が彼を監視していた。その一団の残り——その一団の一部のことである——は、再びあとへ戻り、ステイブルズ氏がその店の扉を破壊し、それから中国人の靴屋が一人連れ出された。柵が破壊され、三番目の中国人が他の二人と縛りつけられ、それからステイブルズ氏が日本の警察官に裁判所に連れていくようにと言つた——フィッシャー氏、グルーム氏、コブデン氏と二人の見知らぬ者が居合わせた——。我々は、中央通りへと戻つてから別れた。ステイブルズ氏とコブデン氏が

駐在所にやつてきたときに、彼らは、小さいステッキを持つていた。それ以外のステッキは全く見なかつた。その一団にはブルドックが一頭いた。その夜、私が彼らと別れたときには、ブルドックはまだ彼らと一緒にいた。そのブルドッグは何もしなかつた。私は、ブルドッグがコック・アイにいるのを見た。犬は、危害を加えずに立っていた。ブルドッグは倉庫の近くにいた。最初に連れ出された中国人は、背が高い男であつた。私は、彼が日本の警官によつて他の二人に縛りつけられるのを見た。三番目の男は靴屋であつた。彼は、店の表の扉から連れ出された。二番目の男は、その一団の中の二人によつて連れ出された。しかしその二人が誰であるかは覚えていない。誰が彼の弁髪をつかんだのか知らない。彼らは、彼の腕をとつて連れ出した。最初の中国人と靴屋が出てくる間に、他に中国人は誰も出てこなかつた。靴屋は背が低かつた。

フィッシュヤー氏による反対尋問。私は、コック・アイの角に立つていて。彼らがはいる前に、中国人がその一団と一緒にいるのは見なかつた。私は角に立つていたので、中国人が彼らと一緒に入つていったかどうかは言えない。あなたは、フィッシュヤー氏とコブデン氏がコック・アイの裏から入つていつたと、断言できるか。私は断言できない。そう思うだけである。あな

たは、彼らが倉庫に入つていつたか、コック・アイの背後にいつていつたのか断言することができないと言うのですね。はい。彼らは角をまがつていて、彼らが通りに残つていたかどうか、私は言えない。ステイブルズ氏が日本の警察官に裁判所に彼らを連れていくように言ったときに、フィッシュヤー氏が居合わせたかどうか、あなたは断言でけるか。正確に断言することはできない。あなたは、私が積極的な役割を果たすのを見たか。一切殴るようなことは見なかつた。

チャーレズ・ヘンリー・コブデンによる反対尋問。あなたが駐在所に座つていて、私があなたに何かきいたかどうか言えるか。それが、あなたか、ステイブルズ氏か、ブルーム氏であるかは言えない。私は、あなたがコック・アイのうしろから倉庫に入つたかどうか言えない。あなたは、私が倉庫かコック・アイの数人の中にいたと言つていて。あなたがいたかどうか私が断言できないのは当然である。

チャーレズ・オクスレイによる反対尋問。あなたは、二人の見知らぬ者がいたと言つた。これらの見知らぬ者が私でありえたか。あなたは私の声を知つてゐるか。あなたは私を確認しえなかつたのではないか。私は、あなたを見違えることはできない。このことが起きたときに、私は、ひとつニースとして

あなたに伝えた。次の朝、私が当直である時に、我々は居留地を歩いていた。私は、それが翌朝であったかどうかは断言できない。二匹の小犬があなたと一緒にいたのは、日曜日ではなくて、月曜日であった。私は、事件の夜小さい犬を一切見なかつた。あなたは、中国人がその事件に私を巻き込もうと挑んできたが、私がそれを拒絶したのを見たか。見た。それは、オリエント銀行の裏手であった。あなたになれなれしくやつてきたようを見えた。ホール氏は、私がその一団の一人であるという意味のことを言うようにあなたに依頼したか。彼は、あなたに、私がその一団のうちの一人であるかどうかを反対尋問しなかつた。彼は、あなたがその一団の中の一人であると考えていると言つた。

アーサー・ヘスキス・グルームによる反対尋問。ステイブル

ズ氏が賭博をしていたということで彼らを裁判所に連れていくよう言つたと私は理解した。ステイブルズ氏の日本語を理解するに十分なほど、あなたは日本語がわかるか。できない。私は裁判所ということばはわかつた。裁判所をあなたはどう考えているのか、税関か監獄か。

ホール氏による再尋問。私は、日本の監獄でこれらの男達を見た。

署名 B・ローリング

亞慶は、証言法の再修正法（一八六九年、^{32° & 33° Vict.}C. 68）の中で示された形式によつて、厳肅に誓つて宣言したのち、（偽りなく翻訳することを厳肅に誓い宣言したア・インを通じて）陳述する。

昼食のため、法廷は、本日午後一時半まで閉廷となつた。被告人は、誓約書なしで外出することを許された。

亞慶は、（上記のように厳肅に宣言したが）、尋間に際し陳述した。私は、八〇番に住んでいる。その場所の名前は、クワントンタイの倉庫である。倉庫は、クワントンタイの家の背後にある。私は、二階に住んでいる。端仁は、私と一緒に住んでいる。私は、五月一七日のことを覚えている。それは土曜の夜であつた。私は一時に寝た。一二時に物音が聞こえたので、起きた。私はこわかった。私は、二人の紳士が二階に上がつてくるのを見た。二人の紳士を見たときに、私は下へ走り下りた。私は、何人かの紳士がはしごの下にいるのを見た。紳士の一人が私の腕をつかまえ、ステッキで私をたたき、犬がかみついた。私は、ステッキで鼻の頭と後頭部をなぐられ、犬がかみついだ。犬にかまれた傷跡がある。私の足の傷跡は、犬の歯型である。それから、彼らは、私をクワントンタイの家と反対側の角に連

れ出した。彼らのうちの何人かは私の弁髪をつかみ、何人かは私を押した。クワントイの家の反対側まできたときに、私は、横になり、彼らのうちの何人かが私をたたき、ステイブルズ氏が私の弁髪を切った。彼らは、私をロープで縛った。私の弁髪が切り離されてから、私は、助けを求めて叫んだ。そのとき人の紳士が、私に口を閉じろと言い、あるいは、「口を閉じなければ、殺すぞ」と言った。それから、彼らは、私をローリングに突き出した。それで、私はそこに立っていた。それから、紳士たちは、私の家のほうへ戻った。彼らが行つたのは、クワントイの倉庫である。彼らが倉庫にはいるのを見た。そのあとは何も見なかつた。縛られたままであつたとき、私は、ティエン・チーンの倉庫の角の橋に近い家の角に立つてゐた。そこにはいくつかの石があつた。それらの石のところに立つてゐた人の人物は、みんなが倉庫に入つていくのを見ることができた。私は彼らに会つた。約一五分ほどたつてから、私は、先の紳士たちが端仁を連れ出すのを見た。何人かは彼をつかみ、何人かは彼をひっぱつた。私は、あの二人がその夜いたことを確認する（チャールズ・オクスレイとエドワード・フィッシャーを指さして）。その夜、あわせて一〇人いた。そのうちの二人、私が指さした二人がここにいる。ローリング氏は私をなぐらな

かつた。紳士たちが倉庫へ戻つたときに、ローリングは私の近くに立つてゐた。ローリングは、彼が立つてゐたところから倉庫の戸を見た。しばらくは私は横になつていて、再び起き上がりつた。私の手は縛られていた。その角からクワントイの倉庫まで見ることができた。はつきり表現すると、Aは私が立つていた角であり、Bはクワントイの倉庫の扉である。ローリングは私にびつたりくつついて立つてゐた。ローリングは私を放置しなかつた。彼らは私から離れると、私の家へ戻つた。それから彼らは中にはいった。彼らのうちの五人が中にはいった。あとで、それらの紳士たちが端仁を外へ連れ出すのを見た。彼らのうちの何人かが端仁をつかんでおり、端仁は着物を着ていたが、助けを求めて叫んだ。問題の犬は端仁にかみついた。外で犬は端仁をかんだ。私は端仁が助けを求めて叫ぶのを聞いたが、それから、彼らは端仁を外へ連れ出した。それから、彼らは、端仁の腕をつかんで、私が立つてゐたところへ連れてきてから、彼を縛りあげた。そして、彼らは、私と端仁とを、クワントイの家と向い側にある橋を過ぎたところへ連れていつた。我々がクワントイの家の向い側に立つてゐるときに、私は、二人の紳士がクワントイの家の扉を破壊するのを見た。彼らのうちの一人が中にはいり、一人は外に立つてゐた。そのの

ち、私は、ガラスと家の裏の扉がこわれる音を聞いた。そのあと、私は、クワントイの家の中にいる人の声を聞いた。そこで、私は、彼らが家の裏から一人の中国人を連れ出すのを見た。そして、それらの紳士たちは、その中国人を外へ連れ出してから、きびしく監視した。彼らが連れ出した中国人は、亞高であつた。彼らは、彼の弁髪を、他の二人を縛りつけたロープにくくりつけた。日本の警察官は、この方法で亞高を縛った。それから、日本の役人が我々を税関まで連れて行き、我々は、月曜日の午後四時までそこに居た。税関ということによつて、私は、彼らが私を監獄に入れたといつているのである。私は、四人の外国人によつてロープで縛りつけられた。先に私が指さした二人の外国人は、彼らの中にいる。端仁が連れ出された前に、私が縛りつけられたあとで、日本の警察官はやつてきた。私は、犬が端仁をかんだのを見た。その犬は他には誰もかんではない。

A・H・グリームによる反対尋問。日本の警察官は、私を縛る手伝いをした。ロープは波止場から持ってきた。私は、縛られていたときには警察官を一人も見なかつた。ローリングはここにはいなかつた。そのとき月明かりがあつた。あなたが私を縛るのを手伝つたかどうか誓つていうことはできない。

245

C・H・コブテンによる反対尋問。一時に私は就寝した。外国人は一二時にやつてきた。私は寝ていた。二階には小さいランタンがひとつあつた。起き上がりたときには、明かりがなかつた。二人の中国人が二階に住んでいた。一階には、二人が住んでいたが、彼らは大阪に行つていたのである。外国人に雇われている中国人はその家には行かない。外国人が上がってきたときに、ランプがテーブルの上にあつた。紳士たちはランプを壊した。私が下に行つたときに、彼らは私をなぐつた。それから、彼らは、私を外へひっぱり出した。それで、私は、彼らが外国人であることがわかつたのである。私は、あなたがそこにいたことを確認できない。外国人たちが二階に上がつてきたときには、二人の中国人がいた。あまり多くを記憶していない。賭博はその家で行われていた。テーブルの上には、さいころも、ドミノも、現金も一切なかつた。

E・フィッシュナーによる反対尋問。階段の下のところには明かりがなかつた。私は、扉の内側の一階で外国人を見た。私が横たわっていたときには、私の近くに一〇人の日本人が立つていた。私がローリングにつき出された時には、日本の警察官は一人もいなかつた。あとで彼らはやつてきた。一人の日本の警察官は私と一緒に立つており、一人は、倉庫へ紳士たちと一緒に立つてゐた。

に行つた。私は、外国人たちがランタンを持つてゐるのは見なかつた。私は、少しけがをしていたが、足がひりひりした。オクスレイがそこにいたのは確かである。その夜以前に、私は、オクスレイ氏に会つたことがない。私は、その夜より前に、あなたに決して会わなかつた。あなたがそこにいたのは確かである。あなたが私を縛つたのは間違いない。確かにオクスレイ氏が私を縛つた。十分な月明かりがあつて、雨が降つていなかつたと確信している。彼らは、端仁を私に縛りつけた。誰が端仁を縛つたかは覚えていない。私が端仁に縛りつけたのが誰かを私は言えない。C(文書A上の地點)は、彼らが端仁と私を連れていった所である。それは、Dの印をつけられているクワンタイの家の扉の反対側にある。彼らが亜高を後ろの扉の外へ連れ出したというときには、私は、彼らがその方向から来たと言つているつもりである。私は、音を聞いたが、それから、彼らは亜高を連れてきた。後ろの扉は、Eの印がつけられている。二人の紳士が、亜高を外へ連れ出した。私は、靴修理屋である。

二階には三部屋あつた。照明はディナー・テーブルの上にあつた。私の友人、端仁と私は、別々の部屋で寝ていた。私は、端仁の寝息を聞いた。

C・オクスレイによる反対尋問。その夜以前に、私はあなた

に会つたことがない。あなたがどんな服装であったかは言えない。あとから、私は、あなたがあばたで非常に目が大きいと説明した。あなたの服が明るい色だつたか、暗い色であつたかは言えない。

署名 亜慶

トーマス・チャーチルズ・ソーニクラフトは正式に宣誓して証言した。私は、この男を見覚えがある。先週の土曜日に、彼は、私の家にやつてきた。彼は頭部を負傷していた。傷には紺創膏がはつてあつた。階下へ落ちたときに彼は負傷したに違いない。彼の足のどこが悪かつたか言えない。足にはタールがべつたりついていた。彼がどのようにして負傷したかについて、私は確定した意見を言えない。犬にかまれて負傷したのである。大の歯によるものようだ。もう一人の中国人のつま先がふくらんでいるのを見た。それは外傷によるものであろう。

C・H・グリームによる反対尋問。その中国人がやつてきたのは先週の土曜日である。傷は、少しひどかった。全治するまでどれぐらいの日数を要するかはつきりいえない。
E・フィッシュナーによる反対尋問。傷は、全治五日か六日である。紺創膏がはつてあつたのは三日間である。三日より長

かつたと言えよう。

署名 トーマス・チャールズ・ソニクラク
ト

端仁（ア・インの通訳を通じて厳粛に誓約し尋問される）が証言
陳述した。私は、八〇番の倉庫に住んでいる。私は二階に住んでいる。一階には二人住んでいる。私と亞慶である。私は、五月一七日のことを覚えていて。その夜、私は、病氣で寝ていた。突然、何人かの外国人が私の部屋に乱入してきた。そこで、私は、起きベッドの上に座った。それから、私はベッドから下へ降りたが、何人かの外国人が私の喉のカラードをつかみ、もう一人が私の弁髪をつかんだ。それから、外国人たちは、私の部屋のすぐ外に私を放り出した。そして、私を杖でたたき、犬がかわらをかんだ。犬が私をかんだときに、私は起き上がりになかった。何人かの紳士が私の手をつかみ、手摺まで私をひっぱつていき、それから、一人の紳士が私を蹴り落とした。彼らがはしごから私を階下へ蹴り落としたときに、彼らは、私の頭を切り、私は床に倒れた。何人かの紳士は、私をもう一度たたいてから、手と弁髪をつかんで家の外へ連れ出した。それから、彼らは、亞慶のいる所へ私を連れていて、ローリングに引き渡し、私を縛り上げた。彼らは、私をロープで縛つてから、数分

後に、私と亞慶をクワントンタイの家の向う側へ連れていった。そのとき、私は意識を失ったが、しばらくして亞高がそばにいるのがわかった。亞高がそばへきたときに、彼らは我々と一緒に縛り上げ、日本の警官が日本の税関へ我々を連れて行き、我々三人を牢屋へ入れた。私は、牢屋で横になつた。頭から出た血が止まらず、私は、血まみれになつた。税関の役人は、私を縛っていたロープを切つた。月曜日の四時に、税関の人々は、私を釈放した。これらは、その夜ベッドで私が着けていた服である。私が着ていたときには、それは無傷であった。私の服は、カラードをつかまれ、ひきずられて、すりきれてしまつた。ときどき、悪寒がするし、熱がある。このような状態が三月近く続いている。ときどき寝て、ときどき目をさます。その夜、一〇時頃、私は寝た。扉が開いても、我々は、ベッドに横になつていてから互いに見えなかつた。当初、私は、彼らが中国人か外国人かわからなかつた。彼らが私を階下に連れていったときに、彼らが外国人であるとわかつた。一人と一匹の犬がいた。私の家は明かるくなかつた。二人の紳士は、手に明かりを持っていた。二階にいた外国人二名を指摘することはできない。彼らのうちの一人は、大柄で、あごひげをはやしていた。彼らは、私を下へ引きずりおろしてたたいた。最初、一人の紳士が二回私をな

ぐり、それから彼らは私をたたいて、引きずりおろした。私が倒れたときに、誰もかまなかつたが、犬だけはかんだ。それらの紳士が犬をけしかけたのである。犬が私にかみつき、一人の紳士が私の手をつかんで、はしごのてっぺんに引き連れていた。下へ蹴落とした。私は、頭から先に落ちた。誰かが私の手をつかんで扉の外へ引きずり出した。そこで、私は、気を失つた。それが外国人であるかどうかは知らなかつた。亞慶のところへ来たときに、それが外国人であると知つたのである。階下250に私が落ちたときに、そこには三人の人がいた。亞慶のところに着いたときには約一〇人の人がいた。約一〇人の外国人と二人の日本人警官と一人の外国人警官である。私は、後ろ手にロープで縛られた。私の両手は、立っているときに縛られた。橋の近くの角であつた。私は、日本人の警官によつて縛られた。犬は、四、五回私をかんだ。亞高が、外国人によつて私のいるところへ引き出されたのを見た。それから、彼らは亞高の弁髪を縛り上げ、日本人警官が我々を運上所に連行した。私は、その夜現場にいた四人の外国人を今ここで見ている（四人の被告人を指さして）。

A・H・グルームによる反対尋問。私は、あなたが私の顔にげんこつを当てただけで、私をなぐりはしなかつた。

チャールズ・コブデンによる反対尋問。私は、その夜あなたを三回見た。扉の外へ出たときに、私はあなたを見た。ベッドから私を引きずり出したのはあなたではない。あなたは私をたたかなかつた。あなたは、私を外へ引っぱり出しただけである。その家で、彼らは賭博をしない。中国の正月に、私は、いくつかのさいころとドミノを持っていた。私は、それらを片付けてしまつたので、どこにあるのか覚えていない。それらは、テーブルの上にはない。

C・オクスレイによる反対尋問。その時以前に私はあなたを見たことがない。私は、あへんを吸わない。そのとき明かりがあつた。私はあなたが路上にいるのを見た。どのような衣服をあなたが着ていたか私は見なかつた。私は、あなたが同じ体格であると気づいていた。あなたは顔に小さい傷跡を持つていた。私以外の二人の中国人が私に言つた。ローリングが居た。あなたは、行きつもどりつしていた。あなたは、私に触れなかつた。あなたは、クワントンの家にはいってから出た。倉庫にではない。

亞高（ア・インを通じて、厳肅に誓約し、尋問をうけた）。

署名 端仁

私は、クワントンタイの家に住んでいる。私は、五月一七日の夜のことを覚えているが、そのとき私は寝ていた。私がベランダへ走り出ると、何人かの外国人——九人——を見た。これらの男たちが、グリーム、C・オクスレイ、E・フィッシャーおよびC・コブデン（さらにステイブルズ氏）に該当することを私は確認する。その夜、この五人は現場にいた。

署名 亜高

今夜、審問を終了するには遅くなりすぎたので、当法廷は、翌朝七月一三日の一〇時まで休廷する。被告人は、誓約保証金なしで出廷することを許可された。

一八七二年七月一三日土曜日

法廷は、一〇時に開廷し、被告人は出廷した。

亜高の尋問が継続された。亜高は陳述する。私は、五月一七日の夜のことを記憶している。その夜一時私は就寝したが、一二時近く、私は、表と裏の扉が破壊され、ガラスがわれる音を突然耳にした。その音を聞いたときは、私は、二階の私の隣の部屋でも音がするのを聞いた。そこで、私は起きて、窓から外を見たが、何人かの外国人が隣室へはいるのを見た。それから彼らは私の部屋へはいってきた。私は、また、何人かの外国人がベランダにいるのを見た。このベランダは私の部屋

とつづきになっている。私は、部屋からベランダへ引きずり落としたときに、私は、つま先を痛め、足はずきずきました。それから、一人の紳士が私の弁髪をつかんで私をつるし、犬がかみつけた。彼らは、扉の外へ私を連れ出し、また犬がかみつけた。彼らは、二人の日本の警官に私を差し出した。日本の方は、二人の男がいるところへ私を連れて行った。この二人は、亜慶と端仁である。日本の警官は、私の弁髪で私を彼らに縛りつけた。それから、何人かの外国人は、日本人警官に、我々を税関へ連行し、牢屋へ入れるよう指示した。それで、私は、日曜日に牢屋にいたのである。私は、ステイブルズ氏とフィッシャー氏が運上所の牢屋の扉まで行くのを見た。そこで、ステイブルズ氏は「心配ない。明日釈放してやる」と言った。フィッシャー氏は「靴屋よ、月曜日の午後四時には釈放してやるよ」と言つた。

E・フィッシャーによる反対尋問。その夜、私はあなたがいのを見た。あなたは、私をぶたながつた。はい。あなたは、家の中、二階のベランダにいた。扉のところへ私を連れていつたのは、オクスレイ氏である。牢屋には私と一緒に何人かの日本人がはいっていた。彼らの名前は覚えていない。あなたが彼らに話しかけるのを見なかつた。あなたは私に話しかけなかつた。ペランダに何人かの日本人がいたかどうか、私には見えなかつた。確かにあなたはそこにいた。亜慶と端仁は、クワントイの家の扉の反対側にいた。

C・H・グルームによる反対尋問。私は、何かが壊れる音で目を覚ました。私の部屋の窓は破壊されなかつた。あなたはペランダにいた。日本の警官はいなかつた。ペランダにいる間、私はたたかれなかつた。私が縛り上げられたところには、約一人の外国人がいた。私は、彼のあとから、リビングストン氏がペランダへ走るのを見た。私がペランダにいたときに、あなたは私をなぐつた。あなたは私の鼻をなぐつた。

C・H・コブデンによる反対尋問。あなたはペランダにいた。あなたは私をなぐらなかつた。ペランダには九人の外国人がいた。落ちたときに、私は、階下では外国人を一切見なかつた。

C・オクスレイによる反対尋問。私は、あなたが、私の家からペランダへ来るのを見た。あなたは、私をペランダから下へ投げた。あなたは私の服をつかんだ。目に血がはいつたので、あなたの服装は見えなかつた。ローリングを見た記憶は私にはない。あなたは私に話しかけなかつた。私は、あなたの顔を見たし、その顔があなたであると知つていた。私は、同房の囚人と話をした。亜慶も端仁も、私の様子を説明しなかつた。後に、彼らと話したときに、私は、私を落としたのはあなただと言つた。亜慶は、彼をひきずりおろした人がどのようなものであつたのかは、言わなかつた。端仁も言わなかつた。私は、亜慶あるいは端仁に、あなたのことについては言わなかつた。私は、新聞屋のオクスレイが私をひきずり落としたと言つただけである。グルーム氏が私をなぐつたときに、ペランダには四人の紳士がいただけである。その夜は月夜であつた。ペランダには月明かりがあつた。

ホール氏による再尋問。私は、家のうしろのほうで寝ていた。ペランダにははしごがかかつていて、犬は、はしごの下のほうで私をかんだ。

法廷に対して、ペランダは、地上から一八尺か一九尺あつた。私は、はしごを降りたのではなくて、まっさかさまに落ち

たのである。

署名 亜高

枕（厳粛に宣誓してから）は陳述する。私は、八〇番のクワントンタイの家に住んでいた。私は、五月一七日の夜のことを覚えている。寝ていたときに、表の扉と裏の扉が壊れる音がしたので、私は起きた。私は一階におりた。私は、一人の紳士が表の扉から、何人かが裏の扉から二階に上がつてくるのを見た。そこで、私は、もう一度二階へ駆け上がつた。それから、ベランダへ出た。次に、私は、隣の日本人の家の屋根に登つた。そのあと、私は、隣家から地上におりた。私は、何人かが隣家の柵の戸を破壊するのを見た。フィッシャー氏とステイブルズ氏が私をとめた。これらの両名の紳士は、「おう。彼はよい人間だ。彼をとめるな」と言った。彼らは、「あなたは家にはいらないほうが多い」と言った。（私が話しかけながら）「そこにいた紳士たちは、まちがつてあなたをなぐつたかも知れない」と言った。そのとき、ローリングは私と一緒に立っていた。それから、私は、家のなかで助けを求める叫びを聞いたので、中へはいった。それ以上は何も見なかつた。

E・フィッシャー氏による反対尋問。私は、亞高がローリングのところへ連れていかれたのは見なかつた。私は、倉庫にいた何人かに尋ねられた。私は、それは私のものだと言つた。私は、ステイブルズ氏にそれは塗装屋の家だと言つた。私は、塗装屋にその家を貸していると言つた。私は、多くの人間がその家に住んでいるとは言わなかつた。私は、彼らが礼儀正しい人間だと言つたのである。亞高は、大阪からやつてきた靴屋である。端仁は塗装屋の友人である。

C・H・グルームによる反対尋問。私の知つてゐる家では賭博は行われなかつた。

C・コブデンによる反対尋問。私は、その夜あなたがそこに居るのは見なかつた。

C・オクスレイによる反対尋問。ローリングは、私が彼と一緒に立つたとき、彼が立つていていた倉庫のうしろから見られるることはありえない。私は、亞高と端仁がクワントンタイの家の角で縛り上げられるのを見た。そのときローリングは私と一緒に立つた。多くの日本人が見ていた。

法廷に対しても、亞高と端仁は、クワントンタイの家の反対側に立つていて、私が音を聞いて家の中にはいったのはそのときである。亞高と端仁が縛られていたときに、別の場所に外国人が立っていた。フィッシャー氏がいるのは見なかつた。私は、自身の家にはいったが、それはクワントンタイのものである。

署名 枕

竹内謙音。五月一七日の午前一時頃、私は歩いていたが、助けを呼ぶ声を聞いたので、八〇番の前まで行った。ずっと遠くのほうから聞こえてきたから、十字路まで行つた。外国人に捕えられた中国人が一人おり、外国人たちは、我々はあなたに彼を引き渡すと言つた。それから、他の中国人が屋根の上に走つて逃げたから、彼らを捜すためにランタンを貸してほしいと言つた。私は、外国人たちと一緒に行つたが、その外国人たちは屋根の上に上がって行つたのである。私は彼らと一緒に行つた

きないかと頼んだ。私は、そうしようと言つた。私は、何が起つたのか知らない。私は、これらの外国人たちの何人かがその夜現場にいたかどうか確認できない。私は、彼らを特に注意していないかった。

C・H・グリームによる反対尋問。私は、賭博の道具については知らない。私は、彼らが賭博をやつていると私に言つた人物の名前を知らない。外国人たちは、私に彼らが賭博をしていると言つたので、私は彼らを連行した。私は中国人を縛り上げる手伝いをしたが、それは、事情をよく知らなかつたけれども、外国人たちが私にその中国人たちが博打打ちであると言つたからである。私は、逃亡しないよう最初の中国人を縛り上げた。二人の外国人が私より前にはしごを上がり、私はランタンを持って彼らのあとに続いた。私が最後に下におりたが、下には多くの外国人がいた。はい。私は、「片目」の戸を破るの手伝つた。扉は、おびただしく蹴られなぐられた。何人かの悪人がいると私は信じたので手伝つた。あなたは、我々にどうと言わなかつたか。私は、帽子に手をかざして、よろしい、よろしいと言つた。三人の外国人が中国人の髪の毛をつかんで、彼は博打打ちだと言つたのである。私は、この扉が抜け道だと思ったので、杖で扉を開けたのである。

E・フィッシャーによる反対尋問。ペランダには外国人が二
人だけいた。九人ではない。雲空であった。月は見えなかつ
た。非常に暗かつたし、見晴しはよくなかった。

W・ホールによる再尋問。外国人たちは最初の中国人の髪を
つかむ以外には、彼を私が縛り上げる間手伝わなかつた。その
中国人の顔から血が流れ出でていた。

署名 竹内謙吾

広中弥八郎。私は警察官である。私は、五月一七日のことを
覚えている。私は、浜町を歩いていた。私は、一人の日本人の
警察官が同じ通りにいるのを見た。そこで、私は、ランタンを
持つて、外国人と一緒に件の中国人の家へ行つた。一人の日本
人警官が賭博道具を持つてきた。外国人たちは、賭博道具を私
の事務所に送つてきた。私は、外国人がそうするのを見た。す
べて外国人が、中央通りに行つたので、我々も一緒に行つた。
それから、警察署へ私は戻つた。外国人たちが警察官にサイコ
ロを渡したのは中国人の家でのことであつた。サイコロはテー
ブルの上にあつた。私は、警察官にサイコロを渡した警察官を
知らない。私はその場所で賭博行為を見なかつた。私がそこへ
行つたときには、中国人は一人もいなくて、日本人の女性が一
人いただけである。サイコロが引き渡された時には、そこには

外国人が六、七人いた。午前一時以後のことであつた。警察署
へ行つた三人については私は何も知らない。

署名 広中弥八郎

これで、告発のための陳述を終了する。

飯沼貫 (C・オクスレイによる尋問にあたり、真実を語ること
とを厳肅に誓約した) 私はその夜サークスに行つたことを記
憶している。サークスは開催されていた。翌晩は行かなかつ
た。催し物がなかつたからである。あなたは私の主人である。
その次の夜、あなたは、なすべき仕事がないから就寝すると言
つた。私はあなたがベッドに行くのを見た。それは八時前であ
つた。あなたは、体調が少し悪いのをこぼしていた。その前の
晩、あなたは病氣であるのをこぼしていたが、前もつて私を劇
場へやつた。私は、あなたが就寝してから外へ出たことを聞き
はしなかつた。あなたがその夜遅く帰つてきたときに、私はあ
なたの声を聞いた。

署名 飯沼 贊

C・H・グルームは、その夜そこに居合わせたことを認めた
が、中国人を誰一人なくなかつた。好奇心から彼の主人の召
使たちが賭博をしているのではないかと見に行つただけである
と彼は主張している。

E・フィッシャーは、中国人をなぐったことは否認するが、クワントイの家の角にいたことは認めている。

C・H・コブデンは判断を法廷に委ねる。

C・オクスレイは現場にいたことを全く否認している。ジョン・J・ステイブルズは正式に宣誓して陳述した。私は、問題となっている夜のことを記憶している。私はその夜オクスレイ氏を見なかつた。

判決

本裁判において、チャールズ・ヘンリー・コブデン、エドワード・フィッシャー、アーサー・ヘスキス・グルームおよびチャールズ・オクスレイは、中国人、亞慶、亞高および端仁に対する暴行により告発されている。三つの暴行が、同じ夜、同じ場所で遂行されたと主張されている。ローリングの証言によれば、被告のうちの三人、すなわちコブデン、グルームおよびフィッシャーが駐在所にやってきて、彼らに中国人の賭博場を示すようにならうとしたと頼んだようである。約一二ぐらい教えたが、明かりがついていたのが一つだけで、三つの暴行が遂行されたと言われるものがその家であったとローリングは主張する。

私は、証拠から、無慈悲で卑劣な暴行が遂行され、三人の中人が、被告、コブデン、グルームおよびフィッシャーたちが

一部をなす一団によつて暴行を受けたことを確信する。私は、三名の被告が共通の不法な意図を持ち、その不法な意図の実行において、この三名の各々が協力し教唆したと信ずる。私は、三名が賭博場を捜し始めた時に中国人に暴行を加えることを意図していたと信ずるので、告発された三つの暴行罪について三名を有罪とするものである。彼らが現在は後悔していると私が確信する暴行行為のいくつかについて、無実を証明しようとの希望を表明したことには満足する。しかしながら、証拠から私が判断するかぎり、彼らが賭博場へ行ったことについてはどうのような正当事由も存在しない。そこでなされた行為は、極端に恥すべきことであつた。たとえ彼らがそこで博打打ちを発見したとしても（しかもそらとは思われない）、彼らは、秩序維持と公徳心の監視との任務を負わされてはいないのである。さらに、彼らは当該目的のために自警団を編成する権利を持たない。私は、攻撃がくり返されたようではないと信ずるので、それゆえ、裁判の目的が、三名の被告、コブデン、グルームおよびフィッシャーの各々に一〇〇ドルの罰金を課すことで成就されるると考えるものである。

被告オクスレイに関しては、私は、彼が一団の中に全くいなかつたと確信する。私は、彼に対して積極的に宣誓証言した証

人が故意に真実に反することを話したとは信じない。私は、それがまちがつた同一視であると信ずる。

事實認定

それゆえ、私は、チャールズ・オクスレイに対する暴行についての亞慶の告発を却下する。

私は、チャールズ・オクスレイに対する暴行についての亞高の告発を却下する。

私は、チャールズ・オクスレイに対する暴行についての端仁の告発を却下する。

私は、チャールズ・ヘンリー・コブデンが亞慶に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞慶に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、チャールズ・ヘンリー・コブデンが亞高に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞慶に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、上記チャールズ・ヘンリー・コブデンが端仁に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞慶に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

と判決する。

私は、アーサー・ヘスキス・グルームが亞慶に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞慶に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、上記のアーサー・ヘスキス・グルームが端仁に対する暴行について四〇ドルの罰金と、上記の端仁に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、エドワード・フィッシャーが亞慶に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞慶に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、上記チャールズ・ヘンリー・コブデンが端仁に対する暴行について四〇ドルの罰金と、上記の端仁に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

私は、上記のエドワード・フィッシャーが亞高に対する暴行について三〇ドルの罰金と、上記の亞高に対して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

料決する。

私は、上記のエドワード・フィッシャーが端仁に對する暴行について四〇ドルの罰金と、上記の端仁に對して五ドルの訴訟費用と、さらに二ドル五〇セントの法廷費用を支払うべしと判決する。

あわせて、私は、訴訟費用として亞慶に支払われる金員から五ドルが控除され、訴訟費用としてチャールズ・オクスレイに支払われるべしと命ずる。

また、訴訟費用として亞高に支払われる金員から五ドルが控除され、訴訟費用としてチャールズ・オクスレイに支払われるべしと命ずる。

さらに、訴訟費用として端仁に支払われる金員から五ドルが控除され、訴訟費用としてチャールズ・オクスレイに支払われるべしと命ずる。

一八七二年七月一三日

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

助金助成による研究成果の一部である。

(後記) 本稿は、一九八九年度大阪経済法科大学研究補